

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 (文学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	MUHAMMAD REZA RUSTAM
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) Violence, Silence, and Vulnerabilities of Migrant Workers in Japan: Study of Indonesian Technical Intern Trainees in Japan			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主 査 (Name of the Committee Chair)	教授	中村 平	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教授	本田 義央	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教授	根本 裕史	
審査委員 (Name of the Committee Member)	准教授	岩下 康子 (広島文教大学)	
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本研究は、日本社会の労働力問題に関わる技能実習制度 (Technical Intern Training Program, 以下「TITP」) に起因する問題点を、インドネシア人技能実習生の労働経験の視点から分析し、日本とインドネシア両政府に制度改善策を提言することを目的とする。本研究は日本全国に及ぶ技能実習生 (元を含め) 18人を対象に調査し、関連資料を収集分析した。主に、1) インドネシア人技能実習生は日本での実習中にどのように直接的および間接的暴力を経験するのか、2) そうした暴力はどのように彼らを「沈黙」に導くのか、3) 暴力はどのように労働移民の過程で「脆弱性 (vulnerability)」として現れるのかという三点を軸として議論している。</p> <p>序論では、技能実習制度に関する先行研究を整理要約し、インドネシア人技能実習生が経験した暴力と、脆弱性や沈黙との関係という本研究の目的を説明した。</p> <p>第2章では、TITP の歴史的背景と、日本に導入されてから明らかになった問題について説明した。技能実習制度の公的な位置づけと実態の齟齬、法的枠組みによる保護、日本の技能実習生を支援する市民社会の役割などである。</p> <p>第3章では、送出国であるインドネシアの国際移住と貧困の現状と、インドネシア人が本制度に惹きつけられる理由、インドネシアと日本の TITP のアクター間のキャッシュフローを分析する。</p> <p>第4章は、インドネシア人技能実習生の職場における暴力の経験をJ・ガルトゥングらの暴力論を援用して記述し論じる。関係諸機関が労働関係法令を遵守しない行為等の構造的暴力と、同制度に関わる諸機関等の権力支配に起因する象徴的暴力が分析される。ヒジャブの禁止や、ラマダン期間中でも食事を強要された事例など、ムスリムとしての宗教実践に干渉する暴力が見られる。</p> <p>第5章では、インドネシア人技能実習生の「沈黙の姿勢」が、経験された構造的および象徴的な暴力の表れであることを明らかにした。出国前費用の借金、また「<i>nrimo</i> (贈り物としての享受)」と「<i>sabar</i> (忍耐・我慢)」というインドネシア社会の価値観は、個々の技能実習生に問題を抱え込</p>			

ませる原因となっている。日本語能力の不足や技能実習制度に対する理解不足も沈黙の原因である。同時に支援団体の活動についても詳述した。

第6章では脆弱性と暴力の関係を論じる。暴力は脆弱性の原因（脅威の増加）と脆弱性への反応（脅威への対応）の双方と見なされ、個人、家族/世帯、構造、およびコミュニティを含む種々の要因により引き起こされる。技能実習生がインドネシア人移民労働者保護法の保護対象でないことも要因である。またコロナ禍における技能実習生の脆弱性について議論を展開した。

結論では内容を整理し、TITP 改善の解決策について論じた。技能実習生が経験する暴力の形態は目に見えない形を取ることもあり、交渉の立場を持たないため沈黙せざるを得ない状況にある。技能実習制度における未解決の課題、つまり法の遵守や出国前費用の制限など、種々の暴力に関して改善が必要とされている。もし日伊両政府が本制度を改善する意思がない場合は、本制度を廃止し新制度を設立することを提言する。

以上のように本研究は、日本におけるインドネシア人技能実習生の労働経験を暴力と沈黙、脆弱性の観点から鋭く分析するものであり、明確な声にならないこうしたマイノリティの声をいかに聴くかという課題を浮き彫りにした。人権や労働者の権利と法、身体性と痛みや、暴力論の精緻化などに課題を残すものの、理論的分析を伴った総括的な成果は、インドネシア人技能実習生をめぐる研究を更新するものである。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)